

可児とうのう病院奨学金貸与要領

(目的)

第1条 この要領は、独立行政法人地域医療機能推進機構奨学金貸与規程（平成26年4月1日規程第53号）第15条に規定する、可児とうのう病院（以下「当院」という。）における奨学金の貸与に関する事項について定める。

(貸与の対象等)

第2条 奨学金の貸与の対象となる者は、看護学校等に在籍する学生であつて、学生の本分を守り、学業に精励することができ、卒業後、奨学金を貸与する病院に常勤の看護師等として勤務することを希望する学生のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 低所得者世帯（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定に基づき支給される児童扶養手当の基準額を準用し、当該学生の属する世帯の世帯員の所得が192万円に扶養親族1人につき38万円を加算した額未滿の世帯）に属する者
- 二 奨学金の貸与を希望する理由等を総合的に勘案して選考された者

(貸与の申請手続き)

第3条 奨学金の貸与を受けることを希望する者は、可児とうのう病院長（以下「院長」という。）に対し、奨学生申請書（様式第1号）、在学証明書、履歴書を提出しなければならない。

- 2 奨学金申請時、看護学校等の2年次以上の者は前項の書類に加え、前学年末における学業成績証明書を提出しなければならない。

(貸与の決定)

第4条 院長は、奨学金を貸与する者（以下「奨学生」という。）を決定し、奨学生に対して奨学金貸与決定通知書（様式第2号）を発行するものとする。

- 2 奨学生は、奨学金貸与決定通知書を受領した場合には、院長に対して速やかに奨学生誓約書（様式第3号）、奨学金口座振込申込書（様式第7号）、保証人の印鑑証明書を提出しなければならない。

(奨学生の人数)

第5条 第2条第1項第一号に規定する者の貸与人数は限定しない。

- 2 第2条第1項第二号に規定する者の貸与人数は1学年につき4名以内とする。

(奨学金の額及び貸与期間)

第6条 奨学金の貸与額は月額5万円とする。

- 2 奨学金の貸与期間は、奨学生になった日の属する年度から看護学校等を卒

業する年度までの期間とする。

(貸与方法及び利息)

第7条 奨学金の貸与方法は、毎月20日に奨学生が指定する口座に振り込むものとする。

2 奨学金は、無利息で貸与するものとする。

(保証人)

第8条 奨学金の貸与を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

2 保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(奨学生の資格の取消し)

第9条 院長は、次の各号の一に該当するに至ったときは奨学生の資格を取り消すことができる。

一 第10条の規定により奨学生を辞退したとき

二 自己の都合又は学則の定めるところにより看護学校等を退学したとき

三 看護師養成施設にあっては新たな学年に進級できないとき、助産師養成施設にあっては入学から1年間で助産師国家試験の受験資格が取得できないとき

四 就学態度、成績等について特段の問題があり、奨学生とすることが適当でないと判断されたとき

2 前項の第三号、および第四号に該当し、奨学生の資格を取消す場合、院長は本人に対し奨学生の資格取消し決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(奨学生の辞退)

第10条 奨学生は、自己の都合により奨学生を辞退しようとする場合は、奨学生辞退願(様式第4号)を院長に提出しなければならない。

(返還の債務の免除)

第11条 院長は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、奨学金の返還の債務を全額免除するものとする。

一 奨学生が、看護学校を卒業後、当院において、常勤職員として引き続き第6条第2項に定める貸与期間相当の期間、業務に従事したとき

二 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき

2 院長は、奨学生が看護学校等を卒業後、奨学金の貸与を受けた病院において、引き続き1年以上業務に従事した場合は、1年につき1年間分の奨学金の返還を免除することができる。

3 前2項の規定により返還の債務の全額又は一部を免除した場合、院長は本人及び連帯保証人に対し奨学金返還免除決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

- 4 前3項の規定の奨学金返還免除決定通知書に免除貸与額が税法上の給与として非免除者の毎年の年末調整に計上する場合があることを通知する。

(返還)

第12条 奨学生は、看護学校等を卒業後、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、事由発生日より1か月以内に貸与された奨学金の全額（前条第2項に該当する場合にあっては、返還の債務を免除した額を減じた額）を返還しなければならない。

- 一 第9条の規定により奨学生の資格が取消されたとき
- 二 当院の職員採用試験に不合格となったとき
- 三 卒業当年に看護師又は助産師の免許を取得できないとき
- 四 前条第1項第一号で定める期間を満たさずに退職するとき

(延滞金)

第13条 院長は、奨学生が、貸与した奨学金の全額又は貸与した奨学金から第11条第2項の規定に基づき返還の債務を免除した額を減じた額を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、独立行政法人地域医療機能推進機構会計規程（平成26年規程第61号。以下「会計規程」という。）第24条の規定に基づき延滞金を徴収するものとする。

(学業成績証明書等の提出)

第14条 奨学生は、毎年4月15日までに前学年末における学業成績証明書を当院に提出しなければならない。

(奨学生との面談)

第15条 次の各号の一に該当するに至ったとき、奨学生との面談を実施することとする。

- 一 奨学生より学業成績証明書の提出を受けたとき
- 二 第9条の規定により奨学生の資格を取消するとき
- 三 その他、当院が必要と判断したとき

附則

1. この要領は、平成26年4月1日から適用する。
2. 施行日の前日にすでに奨学生であった者の奨学金に係る取扱いについては、なお従前の例による。
3. この要領は、平成26年5月1日から改定実施する。
4. この要領は、平成27年4月1日から改定実施する。
5. この要領は、平成27年11月1日から改定実施する。